

町税の納付は、安全・確実・便利な口座振替・自動払込のほか、コンビニエンスストア、クレジットカード等でも納付することができます。 **☎ 税務課収納対策班 ☎84-1212**

【口座振替】

○**手続に必要なもの**

- ・ **役場の窓口**…金融機関のキャッシュカード
- ・ **金融機関の窓口**…預貯金通帳と通帳の届出印

取扱金融機関

役場の窓口…①～⑥のみ

金融機関の窓口…①～⑪すべて

- ①京葉銀行 ②千葉銀行 ③千葉興業銀行 ④銚子信用金庫 ⑤銚子商工信用組合 ⑥ゆうちょ銀行
- ⑦山武郡市農業協同組合 ⑧ちばみどり農業協同組合
- ⑨中央労働金庫 ⑩みずほ銀行 ⑪三井住友銀行

【モバイルレジ】

携帯電話で納付書のQRコードを読み取り、モバイルバンキングを利用して納付ができます。

【コンビニエンスストア】

曜日や時間に関係なく、全国の主なコンビニエンスストアで納付できます。バーコード付きの納付書を持参し納付してください。なお、取扱店は納付書裏面または町ホームページをご覧ください。

※取り扱うことができない納付書

- ・ 金額を訂正したもの
- ・ 30万円を超えるもの
- ・ バーコードの印字がないもの

【クレジットカード】

「Yahoo! 公金支払い」により自宅や外出先から24時間いつでも簡単に納付することができます。



※納付書1枚当たりの納付金額が1万円を超える場合は、別途決済手数料(1万円を超えるごとに100円+税)がかかります。

対象の税目

- ・ 町県民税(普通徴収)
- ・ 固定資産税
- ・ 軽自動車税
- ・ 国民健康保険税(普通徴収)

	口座振替	コンビニ	クレジットカード	モバイルレジ
外出の必要なし	○	×	○	○
夜間対応	—	○	○	○
休日対応	—	○	○	○
納付忘れの心配が少ない	○	×	×	×

家屋(建物)や土地の固定資産税は、毎年1月1日現在の状況で課税されます。適切な課税を行うためにも、次のようなときはご連絡をお願いします。

新・増築をしたとき
住宅・店舗・車庫・物置などの家屋を新築した方は、新たに固定資産税が課税されます。課税の基礎となる評価額を算出するため、家屋調査をさせていただきますので、完成後お早めにご連絡ください。

取壊しをしたとき
家屋の一部または全部を取壊した方は、翌年度から取壊した家屋について固定資産税が課税されなくなります。(ただし、取壊し時期によってはそのまま課税されます)土地の税額が変わることもありますので、お早めにご連絡ください。

※すでに法務局(登記所)に取壊しの登記手続きをされた方は、連絡の必要はありません。

「ご連絡ください」
・ 家屋を新・増築、取壊したとき
・ 土地利用形態を変更したとき

☎ 税務課資産税班
(84) 1212

個人事業税第1期分の納期限は、8月31日(月)です

納税通知書は8月上旬に送付しますので、納期限までに納めてください。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業などの収入に相当の減少があり、納税が困難な方については、「徴収猶予の特例制度(無担保・延滞金なし)」があります。詳しくは東金県税事務所までお問い合わせください。

☎ 東金県税事務所 ☎0475-54-0223

土地の利用形態を変更したとき
土地の全部または一部の用途を変更した(駐車場にした、太陽光発電設備を設置した等)場合は土地の税額が変わることもありますのでご連絡ください。